グリーン購入法に基づく高崎市調達方針（令和8年度）

Ⅰ　方針の目的

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第 10 条の規定により、環境物品調達のために本方針を策定し、これに基づき調達を行い環境負荷の低減と循環型社会の構築を目指すことを目的とする。

Ⅱ　対象範囲

高崎市の全ての事務事業及び活動の実施にあたって調達する物品とする。

Ⅲ　目標及び基準

１　調達目標

調達目標は、「環境配慮物品購入基準表」に掲げる物品について、購入基準を原則 100％満たすものとする。

２　購入基準

環境配慮物品を選択するための購入基準は、「環境配慮物品購入基準表」のとおりとする。

Ⅳ　運用管理及び結果の公表

１　運用管理

運用管理に関する必要な事項は、「物品等購入に係る環境配慮手順書」に規定する。

２　結果の公表

グリーン購入の実績等は環境白書等で広く公表する。

環境配慮物品購入基準表

品名		購入基準	参考となる環境ラベル
コピー用紙・印刷用紙等	コピー用紙 非塗工紙（上質紙、中質紙、更紙） 塗工紙（アート紙、コート紙等）	・総合評価値が 80 以上であること。 ・製品に総合評価値及びその内訳が記載されていること。ただし、製品にその内訳の記載がない場合は、ウエブサイト等で容易に確認できること。 ・再生利用しにくい加工が施されていないこと。 ・その他環境に配慮した物品（※1）であること。	
外注印刷物 （例：ポスター、パンフレット等）		・総合評価値が 80 以上の印刷・情報用紙を使用していること。 ・別表「古紙リサイクル適性ランクリスト」に示されたリサイクル適性 A ランクの材料が使用されていること。（印刷物の用途・目的からその他のランクの用紙を使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載） ・印刷物へリサイクル適性を表示すること。 ・印刷工程において、環境配慮のための措置が講じられていること。 ・〈オフセット印刷の場合〉 ア．バイオマスを含有したインキであって、かつ芳香族成分が 1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。 イ．インキの化学安全性が確認されていること。 〈デジタル印刷の場合〉 ア．電子写真方式（乾式トナーに限る）は、化学安全性が確認されたトナーが使用されていること。 イ．電子写真方式（湿式トナーに限る）又はインクジェット方式は、化学安全性が確認されたトナー又はインクが使用されていること。 原則として、上記項目を満たすものとするが、印刷物の用途・目的から、又は技術的に困難な場合には、その他環境に配慮した物品（※1）であること。	
衛生用紙 （例：トイレットペーパー、ティッシュペーパー等）		古紙パルプ配合率 100%であること。	

品名		購入基準	参考となる環境ラベル
文具類		・金属を除く主要材料が、以下の要件を満たすこと。 ①プラスチックの場合 再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ②木質の場合 間伐材・廃材等の再生資源であること。 ③紙の場合 原料が古紙パルプ、森林認証材パルプ、及び間伐材等パルプの合計配合率が 50%以上であること。（封筒については 40%以上） ・ダストブロワーはフロン類が使用されていないこと。 ・その他環境に配慮した物品（※1）であること。	
OA 機器	画像機器等 （例：コピー機、プリンタ、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ　、トナーカートリッジ等）	・コピー機及びプリンタは、紙の購入基準にある用紙に対応可能な機器であること。 ・コピー機は、少なくとも 25g を超える部品の一つに再生又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ・プリンタは、少なくとも部品の一つに再生又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ・プロジェクタは、待機時消費電力が 0.4W 以下であること。 ・その他環境に配慮した物品（※1）であること。	
	電子計算機等 （例：パソコン、ディスプレイ、記録用メディア等）	・ディスプレイは、オフモード消費電力が 0.5W 以下であること。 ・少なくとも筐体又は部品の一つに、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること。（プラスチックが使用される場合のみ） ・その他環境に配慮した物品（※1）であること。	
	オフィス機器等 （例：シュレッダー、電卓、電池等）	・シュレッダーは、待機時消費電力 1.5W 以下であること及び低電力モード又はオフモードへの移行時間が 10 分以下に設定されていること。 ・その他環境に配慮した物品（※1）であること。	
繊維・被服等		その他環境に配慮した物品（※1）であること。	

品名		購入基準	参考となる環境ラベル
電気器具類 （例：家電製品、照明、エアコンディショナー等）		・冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ・電気冷蔵庫、テレビジョン受信機、エアコンディショナーは、統一省エネラベル「☆☆☆☆（星 4 つ）」以上の製品であること。 ・新たに照明器具を購入する際は、原則 LED 照明器具とすること。 ・プラスチック部品が使用されている場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ・その他環境に配慮した物品（※1）であること。	
日用品類 （例：掃除用具、洗剤、タイヤ等自動車関連部品）		・プラスチック製ごみ袋は、バイオマスプラスチック 25%以上、または再生プラスチック 40%以上使用されていること。 ・その他環境に配慮した物品（※1）であること。	
自動車	乗用車	電動車等	
	小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	①電動車等 ②次世代自動車 ※購入基準は①が②に優先する。	
		※電動車等とは、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車をいう。 ※次世代自動車とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。 ※乗用車を新規購入する場合は、原則電動車等とすること。 ただし、目的に合致する適当な自動車がない場合は、可能な限り排出ガス性能及び燃費性能の良い自動車を選択すること。	

上記「環境配慮物品購入基準表」以外の物品調達及びレンタル・リースしている物品調達に関しては、可能な限り環境に配慮した調達を選択するものとする。

なお、環境配慮物品について、重大な事故及び災害の影響により、適合した製品を調達することができない場合はこの限りでない。

（※1）その他環境に配慮した物品

・環境ラベルが添付された製品である
・再生された素材や再使用された部品を多く利用している
・再使用が可能である（詰め替え製品、消耗具の交換ができる製品等）
・長期間の使用ができること
・資源やエネルギーの消費が少ないこと
・廃棄されるときに処理や処分が容易であること
・以下に挙げる製品については特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有率が基準値（RoHS 指令）以下であること。

◆コピー機、複合機、プリンタ、FAX、スキャナ、プロジェクタ、電子計算機（パソコン）、ディスプレイ、電子式卓上計算機、携帯電話、PHS、スマートフォン、電気冷蔵庫、テレビジョン受信機、電子レンジ、エアコンディショナー、LED 照明器具

・木材及び木材を原料とする製品については、原木が持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

・各環境ラベルの名称

ラベル	名称	ラベル	名称
	エコマーク		統一省エネラベル
	国際エネルギースタープログラム		低燃費タイヤ統一マーク
	省エネラベリング制度		PC グリーンラベル
	PET ボトルリサイクル推奨マーク		グリーンプリンティング認定制度
	自動車燃料性能評価・公表制度		低排出ガス車認定制度
	リサイクル適性マーク		JIS マーク
	FSC 認証制度（森林認証制度）		

※参考となる環境ラベルがついている製品は購入基準を満たしますが、参考となるラベルがない製品でも購入基準を満たす製品は存在します。
「（※1）その他環境に配慮した物品」を参照ください。

具体的な製品情報の入手先

・グリーン購入法. net（環境省） http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html
・GPN エコ商品ねっと（グリーン購入ネットワーク） http://www.gpn.jp
・エコマーク（（公財）日本環境協会） http://www.ecomark.jp
・グリーン購入法適合車種リスト（（一社）日本自動車工業会） http://www.jama.or.jp/eco/eco_car/green_list/

別表　古紙リサイクル適性ランクリスト

	【A ランク】	【B ランク】	【C ランク】	【D ランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
①紙	【普通紙】 アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙	－	－	－
	【加工紙】 抄色紙（A）／ファンシーペーパー（A）／樹脂含浸紙（水溶性のもの）	【加工紙】 抄色紙（B）／ファンシーペーパー（B）／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 抄色紙（C）／ファンシーペーパー（C）／樹脂含浸紙（水溶性のものを除く）／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙／昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙
②インキ類	【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ（オフセットインキ）／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ／スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ／水性フレキソインキ	－	－
	【特殊インキ】 リサイクル対応型 UV インキ／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCR インキ（油性）	【特殊インキ】 UV インキ／グラビア用金・銀インキ／OCRUV インキ／EB インキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OP ニス	－	－	－
③加工資材	【製本加工】 製本用針金／ホッチキス等／難細裂化 EVA 系ホットメルト／PUR 系ホットメルト／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA 系ホットメルト	【製本加工】 クロス貼り（布クロス、紙クロス）	－
	【表面加工】 光沢コート（ニス引き、プレスコート）	【表面加工】 光沢ラミネート（PP 貼り）／UV コート、UV ラミコート／箔押し	－	－
	【その他加工】 リサイクル対応型シール（全離解可能粘着紙）	【その他加工】 シール（リサイクル対応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	－
④その他	－	【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】 石／ガラス／金物（製本用ホッチキス、針金等除く）／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材（石こうボード等）／不織布／粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等）

備考）　1　抄色紙、ファンシーペーパーは、環境省の「グリーン購入法．Net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

2　難細裂化 EVA 系ホットメルト、PUR 系ホットメルト、リサイクル対応型 UV インキ、リサイクル対応型シールは、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。